

議案第19号

鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年11月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県認定こども園に関する条例（平成18年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第3条関係）

1 幼保連携型認定こども園

(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基準
職員配置	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>乳児が入所している場合は、保健師又は看護師を置くよう努めること。</u></p> <p>エ <u>入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、保育に従事する者のアに定める人数を上回る配置に努めること。</u></p>
略	
管理運営等	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>感染症、熱中症又は食中毒の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>オ <u>子どもの処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよ</u></p>

別表（第3条関係）

1 幼保連携型認定こども園

(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基準
職員配置	ア・イ 略
略	
管理運営等	ア～ウ 略

カ 障がいのある乳幼児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。

キ 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

ク 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。

ケ 略

エ 略

(2) (1)以外のもの

項目	基準
職員配置	ア・イ 略 ウ 入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、保育に従事する者のアに定める人数を上回る配置に

(2) (1)以外のもの

項目	基準
職員配置	ア・イ 略

努めること。

略

2 幼稚園型認定こども園

(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(1)の施設設備の項に掲げる基準(同基準イただし書、オただし書(既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。)を除く。)に同じ。
略	
管理運営等	<u>ア</u> 略

略

2 幼稚園型認定こども園

(1) 満3歳未満の子どもの保育を行うもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(1)の施設設備の項に掲げる基準(同基準イただし書、オただし書(既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。)及び <u>カ</u> を除く。)に同じ。
略	
管理運営等	<u>ア</u> <u>保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。</u> <u>イ</u> 略 <u>ウ</u> <u>子どもの健康管理に関し、病院又は診療所との緊密な連携が図られていること。</u> <u>エ</u> <u>その他大臣基準第8に規定する基準を満たすこと。</u>

イ 1の(1)の管理運営等の項に掲げる基準（同基準イを除く。）に同じ。

(2) (1)以外のもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準（同基準イただし書、オただし書（既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。）を除く。）に同じ。
略	

3・4 略

--	--

(2) (1)以外のもの

項目	基準
略	
施設設備	1の(2)の施設設備の項に掲げる基準（同基準イただし書、オただし書（既存施設が(ア)の基準を満たすときに係る部分に限る。）及びカを除く。）に同じ。
略	

3・4 略

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。